

主な改正・修正内容

【制度編】

概要

- I 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始（R8.4.1）に伴う修正
 - 「第6章盛土規制法のみなし許可に係わる取扱いについて」を新たに追加
 - その他関連する項目について文言等を調整

- II その他開発許可制度に係る修正
 - P12-13
特定工作物④危険物の貯蔵又は処理に供する工作物に係る危険物の範囲等を追加
 - P21-23
「3. 公益上必要な建築物のための開発行為（第3号）」の表を、関連法規の改正等に
伴い一部修正
 - P37-58
「2. 立地基準（法第34条）(1) 公益上必要な建築物及び日常生活に必要な物品の
販売等を目的とする開発行為(第1号)」の本文及び分類表を、関連法規の改正や日本
産業分類の改定等に伴い一部修正
 - 様式集に参考様式として「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を追加
様式集から開発登録簿と立入検査証を削除（偽造防止のため）
 - その他文言の調整、誤字脱字等の修正

内容について

- 1. 目次
 - 第6章追加及びその他修正
 - ページ数追加

- 2. 第1章開発許可制度の概要
 - 第1節開発許可制度の経緯
 - ・P3 R2 法改正（災害ハザードエリアの開発抑制）に関する記述を追加
 - 第2節開発許可制度の内容
 - ・P4 3. 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）のみなし
許可を追加
 - ・P6 5. 許可のフローチャート 盛土規制法のみなし許可に関する注記を追加
 - 第3節用語の定義
 - ・P12-13 8. 特定工作物④危険物の貯蔵又は処理に供する工作物に係る危険物の
範囲等を追加

3. 第2章開発行為の許可

○第2節 許可を要しない開発行為（法第29条第1項ただし書）

- ・ P21-23 3. 公益上必要な建築物のための開発行為（第3号）の表を一部修正（郵便事業施設、量子科学技術研究開発機構の業務施設等）
- ・ P24 1 1. 通常の管理行為、軽易な行為（第11号）（政令第22条）のうち
(1) 仮設建築物にかかる建築基準法の条項を修正
(2) (4) (6)の拡張敷地が30㎡以内であるものについて許可不要である記述を削除

○第5節 開発許可の基準

- ・ P29 1. 技術基準（法第33条）(7) 宅地の安全性（第7号）に盛土規制法みなし許可に関する記述を追加
- ・ P31-32 (12) 申請者の資力及び信用（第12号）、(13) 工事施行者の能力（第13号）に盛土規制法みなし許可に関する記述を追加
(12) 申請者の資力及び信用に暴力団等に該当しないことの誓約書の提出に関する記述を追加
- ・ P36 法第33条に規定する技術基準一覧表中、番号13・14に盛土規制法みなし許可に関する記述を追加
- ・ P37-58 2. 立地基準（法第34条）(1) 公益上必要な建築物及び日常生活に必要な物品の販売等を目的とする開発行為（第1号）の本文、各表を一部修正

4. 第4章開発行為の許可申請手続き

○第1節 許可申請までの手続き

- ・ P63 1. 事前相談及び事前協議 文言修正
- ・ P63 3. 公共施設管理者等との同意及び協議(1) 表中、公共施設に県有財産を追加し、国有財産の管理者に財務事務所を追加
- ・ P66 4. 他法令との調整等(7) 盛土規制法を追加
- ・ P66 4. 他法令との調整等(8) 表中、「開発区域内に国有財産が含まれる場合」に県有財産を追加し、調整先を財務事務所、県に修正

○第2節 開発許可申請（法第30条）

- ・ P69 3. 開発行為等許可申請書(5) 設計者の資格（法第31条、省令第18条、第19条）に盛土規制法みなし許可に関する記述を追加
- ・ P70 4. 開発行為許可申請等添付図書一覧(1) 法第29条による許可申請及び法第34条の2による協議（開発行為）の〈書類〉表に、暴力団等に該当しない旨の誓約書の追加、盛土規制法みなし許可に関する注記を追加
- ・ P76-81 4. 開発行為許可申請等添付図書一覧(1) 法第29条による許可申請及び法第34条の2による協議（開発行為）の〈書類〉表中9排水設備の平面図及び構造図に、具体的な提出書類の記述を追加

5. 第5章開発許可後の手続き

○第1節 開発許可後の手続

- ・ P82 (1) 開発許可済標識掲示 (2) 開発行為の着手届 (3) 盛土規制法に係わる手

続きを追加

○第2節 開発行為の変更許可（法第35条の2）

- ・P82 変更許可時に盛土規制法の許可対象に該当した場合の記述を追加

6. 第6章盛土規制法のみなし許可に係わる取扱いについて

○第1節～第3節を追加（P89-90）

7. 第9章罰則

○第1節 違反行為者に対する罰則（法第91条～第93条、第96条）

- ・P99 表中の一部修正（懲役→拘禁刑）

○第3節 盛土規制法のみなし許可の取扱い

- ・P99 記述を追加

8. 第11章開発許可等に係る様式

P107 様式1 開発行為の概要 9 その他必要な事項に盛土規制法対象工事の該当に関するチェックを追加、注釈に盛土規制法のみなし許可に関する記述を追加

P108 様式2 開発行為の概要9 その他必要な事項に盛土規制法対象工事の該当に関するチェックを追加、

P117 様式10 添付図書に現地写真を追加

P143 参考様式として暴力団等に該当しない旨の誓約書を追加

開発登録簿、立入検査証を様式集から削除

9. その他誤字脱字等の修正

【技術編】

概要

- I 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始（R8.4.1）に伴う修正
 - 「第1章総則」に第4節盛土規制法のみなし許可となる開発工事の技術基準についてを新たに追加
 - その他関連する項目について文言等を調整

- II その他開発許可制度に係る修正
 - 「第12章その他留意すべき基準」に災害危険区域を新たに追加
 - その他文言の調整、誤字脱字等の修正

内容について

- 1. 目次
 - 第1章第4節追加及びその他修正
 - ページ数追加

- 2. 第1章総則
 - 第4節を追加（P5）

- 3. 第9章擁壁に関する基準
 - 第2節擁壁の種類及び選定
 - ・ P53 語句の一部修正（宅地防災マニュアルの解説→盛土等防災マニュアルの解説）

 - 第3節擁壁の設計上の留意事項
 - ・ P55 語句の一部修正（宅地造成等規制法→宅地造成及び特定盛土等規制法）
（宅地防災マニュアルの解説→盛土等防災マニュアルの解説）

- 4. 第12章その他留意すべき基準
 - 第1節災害危険区域等の把握
 - ・ P74 表に浸水被害防止区域を追加

【手続き編】

概要

- I 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始（R8.4.1）に伴う修正

内容について

1. 総則

○第2節用語の説明

- ・ P3 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）のみなし許可に関する記述を追加

2. 第2章申請手続きの流れ

- P4 開発許可不要時にも盛土規制法の許可が必要になる旨の記述を追加

○第1節 市街化区域内の開発相談フロー

- ・ P4 フロー図に盛土規制法の許可、みなし許可に関する記述を追加

○第2節 市街化調整区域内の開発相談フロー

- ・ P5 フロー図注釈に盛土規制法の許可に関する記述を追加